

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備

発注支援業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、富士・東部広域環境事務組合（以下「本組合」という。）が一般廃棄物処理施設整備発注支援業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、契約候補者の選定において公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）を採用することについて、必要な事項を定めたものである。

1 業務の目的

本業務は、本組合の「広域ごみ処理施設整備基本構想（令和5年3月）」（以下「基本構想」という。）及び「広域ごみ処理施設整備基本計画（令和6年3月）」（以下「基本計画」という。）等を踏まえて実施するものとし、一般廃棄物処理施設整備事業の根幹となる重要な業務であることから、価格競争の面だけではなく企業力や技術力等を総合的に考慮し、最も適した事業者を選定する必要がある。

そのため、高度な専門知識を有する最適な事業者をもって効果的かつ効率的に本業務を実施することを目的とし、本プロポーザルを実施するものである。

2 業務の概要

- （１）業 務 名 称：富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備
発注支援業務
- （２）業 務 内 容：①発注支援業務
②その他支援業務
- （３）履 行 期 間：契約締結の日から令和9年11月30日（火）
- （４）委 託 費 上 限：51,887,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 事務局

富士・東部広域環境事務組合 総務課

〒403-0002

山梨県富士吉田市小明見3丁目11-32 富士吉田市環境美化センター2階

電話番号：0555-28-5145 FAX番号：0555-28-5146 Eメール：fujitoubu@ftkkk.jp

4 参加要件

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- （２）本組合の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （３）国又は普通地方公共団体及び特別地方公共団体の指名停止等措置期間中でない

こと。

- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項により更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項により再生手続き開始の申立てをしたとき、公告日以前6ヵ月以内に手形又は小切手の不渡りを出したとき等。ただし、本組合が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。
- (5) 国税及び都道府県税並びに市町村税の滞納がないこと。
- (6) 役員等（個人である場合にはその者、法人である場合にはすべての役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 過去10年間に国又は地方公共団体が発注した一般廃棄物焼却施設（施設規模200t/日以上かつ発電設備を有するもの）におけるPFI事業又はDBO事業の発注支援業務（アドバイザリー業務）の業務実績（完了実績）を元請として有すること。
※ 完了実績は、2015年4月1日から2025年3月31日までに完了した業務の実績をいう（以下、本プロポーザルにおいて同様とする。）。
- (8) 建設コンサル登録規定（昭和52年建設省告示717号）に基づく廃棄物部門及び建設環境部門の事業登録を行っていること。
- (9) 次の要件を備える管理技術者、照査技術者及び主担当技術者を各1名配置できること。
 - ①管理技術者、照査技術者及び主担当技術者については、一般廃棄物焼却施設建設の計画・設計に係る技術的な知識と十分な経験を持つものとし、以下の技術士資格のうちいずれかを有すること（いずれも廃棄物分野の専門科目に限る）。
 - ア 総合技術監理部門 - 衛生工学 - 廃棄物・資源循環
 - イ 衛生工学部門 - 廃棄物・資源循環
 - ②管理技術者及び照査技術者については、過去に国又は地方公共団体が発注した一般廃棄物焼却施設（施設規模200t/日以上かつ発電設備を有するもの）におけるPFI事業又はDBO事業の発注支援業務（アドバイザリー業務）の業務実績（完了実績）を有すること。
 - ③管理技術者は、照査技術者及び主担当技術者を兼ねることができない。
 - ④本業務に配置する管理技術者、照査技術者及び主担当技術者については、直接的な雇用関係にあること（公告日以前6ヵ月以上在籍）。

5 審査方法

本プロポーザルの参加申出者より提出された書類については、本実施要領に定める参加要件を満たしているか確認したうえ、本組合が設置する一般廃棄物処理施設整備発注支援業務に係るプロポーザル審査委員会（以下、審査委員会という。）において審査する。なお、この審査による評価項目の評価点数が最上位の者を契約候補者とし、次点の者を次契約候補者として選定する。ただし、参加申出者が1者の

みであるときは、契約候補者の選定において競争性があるか十分に検討したうえで、審査委員会で協議して、その取扱いを決定するものとする。

- (1) 審査は2段階方式とし、第一次審査は第一次審査書類を評価基準に基づき審査のうえ3者以下に選定する。ただし、参加資格を満たす第一次審査書類の提出が3者以下の場合には、第一次審査は実施せず、第二次審査で同評価項目について併せて審査する。
- (2) 第二次審査は技術提案書に係るプレゼンテーションを実施し、評価基準に基づき審査する。

6 評価項目及び配点

本プロポーザルの評価項目及び配点については、別添「評価基準」のとおり。なお、審査経緯及び結果等に対する問い合わせや異議申し立ては一切受け付けない。

7 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールについては、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルの公告：令和7年6月25日（水）
- (2) 参加申出書の受付期限：令和7年7月7日（月）午後5時必着
- (3) 質問書①の受付期限：令和7年7月9日（水）午後5時必着
※質問書①の内容は本プロポーザル及び第一次審査に関する内容に限る。
- (4) 質問書①に対する回答：令和7年7月15日（火）
- (5) 第一次審査書類の提出期限：令和7年7月23日（水）午後5時必着
- (6) 第一次審査（書類審査）：令和7年7月30日（水）予定
- (7) 第一次審査結果及び第二次審査の案内通知：令和7年7月31日（木）
- (8) 質問書②の受付期限：令和7年8月1日（金）午後5時必着
※質問書②の内容は第二次審査に関する内容に限る。
- (9) 質問書②に対する回答：令和7年8月6日（水）
- (10) 第二次審査書類の提出期限：令和7年8月20日（水）午後5時必着
- (11) 第二次審査（プレゼンテーション）の案内通知：第二次審査書類提出時
- (12) 第二次審査（プレゼンテーション）：令和7年8月27日（水）予定
- (13) 第二次審査結果の通知：令和7年8月29日（金）予定
- (14) 仕様の協議・契約の締結：令和7年9月中旬予定

8 質問及び回答

本プロポーザルの質問及び回答については、次の方法により行う。

- (1) 提出書式：質問書①又は質問書②
- (2) 提出方法：所定の質問書を用いて要旨を簡潔にまとめたうえで、電子メールにより提出することとし、郵送・持参・ファックス等による提出は受け付けないものとする。なお、電子メールの表題は任意とし、日本語で記載のうえ電話に

よりメールを送信した旨の連絡をすること。

(3) 提出先：事務局宛

(4) 回答方法：質問に対する回答は本組合のホームページに掲載する。

9 提出書類

本プロポーザルの提出書類については、次のとおりとする。

(1) 参加申出関係

①公募型プロポーザル参加申出書

(2) 第一次審査関係

①第一次審査書類届出書

②会社概要調書

③事業許可書の写し（最新のものを添付）

④業務実績調書（発注支援業務）

⑤上記実績を証する書類（契約書の写し・業務実績情報システム書類等）

⑥配置予定技術者調書（管理技術者）

⑦上記技術者の資格者証の写し

⑧上記技術者が公告日以前6ヵ月以上在籍を証する書類（被保険者証等）

⑨配置予定技術者調書（照査技術者）

⑩上記技術者の資格者証の写し

⑪上記技術者が公告日以前6ヵ月以上在籍を証する書類（被保険者証等）

⑫配置予定技術者調書（主担当技術者）

⑬上記技術者の資格者証の写し

⑭上記技術者が公告日以前6ヵ月以上在籍を証する書類（被保険者証等）

⑮本プロポーザルに参加申出を行う営業所等の管轄税務署、所在都道府県及び市町村が交付する納税証明書等（発行日から3ヵ月以内で写しも可）

(3) 第二次審査書類：別途案内

(4) 提出方法：持参又は郵送とする。いずれも提出期限内の必着とし、郵送の場合は電話により必ず到着を確認すること。

(5) 提出先：事務局宛

10 第一次審査結果の通知

第一次審査結果については、第一次審査対象者のすべてに通知する。また、第二次審査対象者には、併せて第二次審査の詳細について案内する。

11 技術提案書等

第二次審査対象者については、次のとおり提出を依頼する。なお、(1) ①から④は文字の大きさを10.5ポイント以上とする。ただし、図表に用いる文字はこの限りではない。また、カラー印刷等の仕様は任意とする。

(1) 技術提案書

- ①業務の実施方針
- ②業務の実施体制
- ③業務の実施方法
- ④テーマに係るレポート

(2) 協力会社の概要（任意様式）：協力会社を起用する場合のみ提出することとし、当該協力会社1社につき1枚記載すること。ただし、業務の主たる内容は委託してはならないものとする。

(3) 見積書：別紙「仕様書」に基づき積算するものとする。

12 技術提案書で求めるテーマ

テーマ1：発注支援業務における課題と解決策

本組合における過年度の計画等を踏まえ、地域に親しまれる安全・安心な一般廃棄物処理施設を整備するため、発注支援業務の遂行にあたり、どのような課題及び解決策があるか。

テーマ2：12市町村の広域処理施設による整備・運営に係る課題と解決策

本組合は山梨県の富士・東部地域における12市町村により構成されているが、これまでの各市町村におけるごみ処理の経緯などはさまざまである。このような地域特性を踏まえたうえ、今後実施される広域処理施設整備・運営において、どのような課題及び解決策があるか。

13 プレゼンテーション

第二次審査のプレゼンテーションについては、次のとおり実施する。

(1) 実施場所：富士吉田市環境美化センター

(2) 実施時間：35分以内（提案説明20分・質疑応答15分）

※準備は10分以内、片付けは5分以内を目安とする。

(3) 留意事項

- ①プレゼンテーションは、必ず配置予定管理技術者が行うこととし、出席者は4人以内とする。
- ②説明は提出した技術提案書等に基づいて行うものとし、その他の追加資料等は持ち込まないこと。
- ③プレゼンテーションに要するプロジェクター・スクリーン・HDMIケーブルは本組合で用意するが、その他のパソコン等は第二次審査対象者の責任において用意のうえ接続等すること。

14 業務委託契約等

- (1) 契約の締結については、本組合と契約候補者との交渉を行い、仕様等を確定させたうえで契約を締結する。ただし、契約候補者が本実施要領に規定する要件に該当しないと認められた場合又は契約締結に係る交渉が不調となった場合には、本組合は次契約候補者と契約交渉を行うことができるものとする。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 契約金額：委託費上限の範囲内で随意契約とする。

15 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて事業者の負担とする。
- (2) 書類提出の期限後における書類の差し替えや再提出は認めない。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 本業務の遂行に際し、提出書類に記載された管理技術者及び照査技術者の変更は原則として認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、本組合が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権・特許権・実用新案権・意匠権・商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっている事業手法等を用いた結果生じる責任は、すべて事業者が負うものとする。
- (6) 参加申出書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (7) 本プロポーザルを辞退しても、これを理由として以後の入札等において不利益な取り扱いをすることはない。
- (8) 本組合は、提出書類を無断で本プロポーザル以外に使用しないものとし、事業者は、本組合が提出した情報を本プロポーザル以外に使用又は漏洩、第三者に開示等してはならない。なお、提案が採択されない場合も同様とする。
- (9) 本プロポーザルにおける技術提案書に関し、契約候補者として特定された技術提案書及び成果品の著作権等は、本組合に帰属するものとする。
- (10) 無効となるプロポーザル
 - ①書類提出の期限後に関係書類が提出された場合
 - ②提出書類に虚偽の記載がある場合
 - ③著しく信義に反する行為をした場合
 - ④会社更生法の適用を申請する等により本業務の遂行が困難となった場合
 - ⑤本組合の職員及び関係者と不正な接触をした場合
 - ⑥本実施要領の違反等により本組合が不適格と判断した場合